

北杜市地域公共交通計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、「北杜市地域公共交通網形成計画」を見直し「北杜市地域公共交通計画」を策定するに当たり、最適かつ優秀な提案を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称

北杜市地域公共交通計画策定業務委託

(2) 業務内容

「北杜市地域公共交通計画策定業務委託仕様書」による。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和5年3月17日（金）まで

(4) 委託金額

上限額 7,310,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

・令和3年度上限額 4,714,000円

・令和4年度上限額 2,596,000円

※ 債務負担行為を設定しているため、年度ごとに成果品の検査を行った上で支払いを行う。

(5) 問い合わせ先

北杜市 企画部企画課企画担当

住所：〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地1

TEL：0551-42-1321

FAX：0551-42-1129

3 公告

プロポーザルの公告は、北杜市公告式規則（平成16年北杜市規則第1号）により行うほか、北杜市ホームページに掲載するものとする。

4 参加資格

提案書等を提出する者（以下「応募者」という。）は、単独企業又は共同企業体とし、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者であること。

ただし、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

(1) 応募者は、単独又は共同企業体で参加するものとし、単独の場合は協力会社との参加を認める。共同企業体で応募する場合は、代表企業を定めること。

なお、構成員及び協力会社は、(2) から (5) の全ての要件を満たすこと。

- (2) 過去5年以内に、山梨県内において地域公共交通網形成計画策定業務又は改訂業務若しくは地域公共交通計画策定業務について、策定支援の受託業務実績を1件以上有する者であること。
- (3) 国税、都道府県民税及び市区町村民税に未納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号に該当しないこと。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、北杜市プロポーザル方式の実施に関する事務処理要領（平成24年北杜市告示第1号）第4条の要件を全て満たしている者であること。ただし、業務の特殊性などを考慮し、北杜市入札参加者名簿に登録された者以外の者の参加も認めるものとする。

5 プロポーザル参加申出書の提出

応募者は、次の各号により「北杜市地域公共交通計画策定業務委託プロポーザル参加申出書」（様式第1号。以下「参加申出書」という。）を提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和3年4月16日（金）から5月6日（木）（閉庁日を除く。）までの午前9時から午後5時まで

(2) 提出先

上記2の（5）に記載の問い合わせ先に同じ。

(3) 提出方法

参加申出書をFAX又は持参により提出すること。なお、提出期間内に到着しない参加申出書は受け付けない。

※ FAXを送信した場合は、北杜市企画部企画課企画担当にFAXが着信したか電話で確認すること。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問の提出方法

「北杜市地域公共交通計画策定業務委託質問書」（様式第2号）に質問事項を記入の上FAXで送付し、電話で必ず着信確認を行うこと。

ア 提出先

上記2の（5）に記載の問い合わせ先に同じ。

イ 提出期間

令和3年4月16日（金）から4月26日（月）までの午後5時まで

(2) 質問の回答期日

質問書に対する回答は、受付日の翌日から起算して3日以内に市のホームページで行う。

7 応募書類の提出方法

(1) 提出期間

令和3年5月7日（金）から5月12日（水）の午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法

参加申出書の提出者を対象に提案書の提出を受け付けるので、上記提出期間（閉庁日を除く。）に2の（5）に記載の問い合わせ先へ持参するか、又は郵送すること（必着）。

(3) 提出書類

ア 「北杜市公共交通計画策定業務委託プロポーザル提案書」（様式第3号）

イ 会社概要（任意様式：既存パンフレット等で可）

- ・共同企業体の場合は、会社ごとに添付すること。

ウ 「業務等実績調書」（様式第4号）

- ・契約実績の内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

エ 「業務実施体制調書」（様式第5号）

- ・業務の実施体制、分担業務の内容について記入すること。

オ 「予定技術者の経歴調書」（様式第6号）

- ・主任技術者及び担当技術者の氏名・経歴・実績等について記入すること。
- ・保有資格については、証明できる書面の写しを添付すること。

カ 「提案書」（任意様式）

- ・仕様書に掲げる各事項全てについて、具体的な提案を行うこと。

キ 見積書（任意様式）

- ・年度ごとに、上限額の範囲内で作成すること。
- ・年度ごとに内訳書を添付すること。

ク 提出書類に関する指定事項

- ・用紙はA4版縦、横書き、文字サイズは11ポイント以上とする。
- ・表紙を除いて20ページ以内で両面印刷とする。
- ・A3版の資料を挿入する場合は、片面印刷とし、A4版2ページ分とカウントする（A4サイズに折ること）。
- ・仕様書各項目から、詳細な業務実施スケジュールを作成する。
- ・委託者と受託事業者の役割を明確に整理区分し提案する。
- ・前記アからキまでの順序で製本し、目次、インデックスを付け、A4フラットファイルで提出すること。

(4) 提出部数

ア 正本 1部（代表者印を押印したもの）

イ 副本 13部（正本の写し）

(5) 提出書類及び著作権等の取扱い

ア 提出された書類は返却しない。

イ 提案書等の著作権は参加者に帰属するが、本市が本プロポーザルの審査及び

審査結果の報告のために必要な場合に限り、内容を無償で使用できるものとする。

8 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日

令和3年5月20日(木)

ア 時間や場所については、別途応募者に通知する。

イ 応募者が多数の場合には、9の(1)で設置する委員会において「評価基準表」の評価項目1, 2及び4に基づき書類をあらかじめ審査し、5者程度を選定する。

(2) プレゼンテーションの時間

ア プレゼンテーション 20分以内

イ 質疑応答 15分以内

(3) 説明者

主任技術者を含めて3名までとする。

(4) その他

パワーポイント等を使用する場合は、パソコンを持参すること。スクリーン及びプロジェクターは貸与するので事前に連絡すること。

9 受注候補者(優先交渉権者)の選定方法

(1) 選定方法

庁内に「北杜市地域公共交通計画策定業務委託公募型プロポーザル審査委員会」を設置し、提出書類等を「評価基準表」に基づき総合的に審査し、受注候補者を選定する。

(2) 通知方法

令和3年5月下旬までに、応募者に対して選定結果を文書で通知する。

10 契約手続き

仕様書及び提案書等の記載事項を踏まえて受注候補者と協議し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条に定める随意契約により、速やかに契約手続きを進めるものとする。

ただし、本業務の目的達成のため、協議により必要な範囲において項目を追加、変更、削除することがある。

また、これにより、見積額を超えない範囲で契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

なお、受注候補者が応募資格を満たさないと判明した場合や、その他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次点の者と順次交渉するものとする。

1 1 契約書

北杜市が作成する契約書による。

1 2 契約保証金

本業務委託契約における契約保証金は、免除とする。

1 3 失格事項

応募者が、契約締結までに次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 「4 参加資格」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提案書等に虚偽の記載があることが発覚した場合
- (4) 見積書に記載の額が委託料上限額を超えている場合
- (5) 本市の指名停止処分を受けた場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等があり、審査委員会が失格と認めた場合

1 4 プロポーザル全体のスケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

	項 目	期 間	備 考
1	公告(実施要領等の公開)	令和3年4月15日(木)	市HPに掲載
2	参加申出書受付期間	令和3年4月16日(金)～5月6日(木) 午後5時まで	
3	質問受付期間	令和3年4月16日(金)～4月26日(月) 午後5時まで	
4	質問に対する回答	質問書の受付日の翌日から起算して3日以内	市HPに掲載
5	提案書受付期間	令和3年5月7日(金)～5月12日(水) 午後5時まで	
6	プレゼンテーション 審査	令和3年5月20日(木)	
7	審査結果通知	令和3年5月20日(木)以降	
8	契約の締結	令和3年5月20日(木)以降で、市が指定した日	

1 5 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に係る経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出書類に記載された個人情報等は本業務の受託事業者の選定のみで使用し、その他の目的には一切使用しない。また、第三者に情報提供しない。

- (3) 審査委員会は非公開で行い、審査内容についての問い合わせ及び審査結果についての異議申し立ては、受け付けない。
- (4) 本プロポーザルに伴い応募者から提出された参加申出書、提案書等については、北杜市情報公開条例（平成16年北杜市条例第12号）に基づき公開することがある。